

児童福祉法24条1項を よりどころに 保育所経営を貫きましょう！

一人ひとりの子どもの育ちを ひとしく保障するために

政府は、子ども・子育て支援新制度を2015年4月から施行するために準備を進めています。新制度の施行にあたっては、既存園の認定こども園への移行は義務付けないとしていたにも関わらず、認定こども園への移行を促すような雰囲気づくりがすすめられています。

私たち全国民間保育園経営研究懇話会は、こうした雰囲気に流されず冷静に判断することを訴えるとともに、児童福祉法の理念に立ち、保育所経営を貫くことを呼びかけます。

新制度は、市町村の責任で実施してきた保育を「市場原理」と「自己責任」に委ね、少ない財源で「質」より「量」を確保しようとしています。基準の異なる多様な施設や親の経済力によって、子どもの受ける保育に格差が生じる不平等な制度であり、直接契約のため入所できなくても保護者の自己責任とされ、子どもの保育を受ける権利が保障されない制度といえます。また、保育所・幼稚園の保育から、あえて教育を切り離そうとする制度でもあります。

このような制度の課題に対し、「子どもの権利としての保育を守りたい」「公的責任の下でこそ、すべての子どもの健全な育成が図られる」として、粘り強く運動を続けた全国各地の保育関係者の力で、児童福祉法24条1項に「市町村の保育実施義務」を復活させました。しかし、政府は、24条1項の存在をあえて無視しようとしています。

新制度施行後、この24条1項にもとづく保育所が数多く存在することが、24条1項の「公的責任による保育保障」をより強固なものとし、すべての子どもの権利としての保育を守ることに繋がります。

私たち民間保育園は、今日まで児童福祉法の理念に立ち、全国どこに生まれてもすべての子どもが等しく発達を保障されるよう市町村の委託をうけ保育事業を行ってきました。保護者・職員・経営者が一緒になって、保育内容・乳幼児教育の実践をつみかさねてきました。このような保育の歩みをふまれば保育は「養護と教育」であり、幼稚園の保育・教育と同等であることを改めて主張すると同時に、どの施設・事業でも質の高い保育を提供できるよう、国・自治体に求め続けていくことが必要であると考えます。

多くの保護者は「安心して預けられる認可保育所」での保育を求めています。その願いにこたえ、今日まで築き上げてきた保育水準を守り発展させながら、24条1項を根拠に子どもたちの権利保障を国・自治体に求めていくことで、保育所を含むすべての子どもたちの健全な育成を保障していきましょう。

新制度の詳細はまだ確定していません。今後、それぞれの自治体にむけ、より良い制度になるよう要望していきましょう。そして、保育所として、地域のなかにある保育・福祉の要求や願いにこたえる事業を展開していきましょう。

児童福祉法24条1項の意味

Q 幼保連携型認定こども園に移行しないと、教育はできないのですか？

A 保育所でも教育をおこなっています。

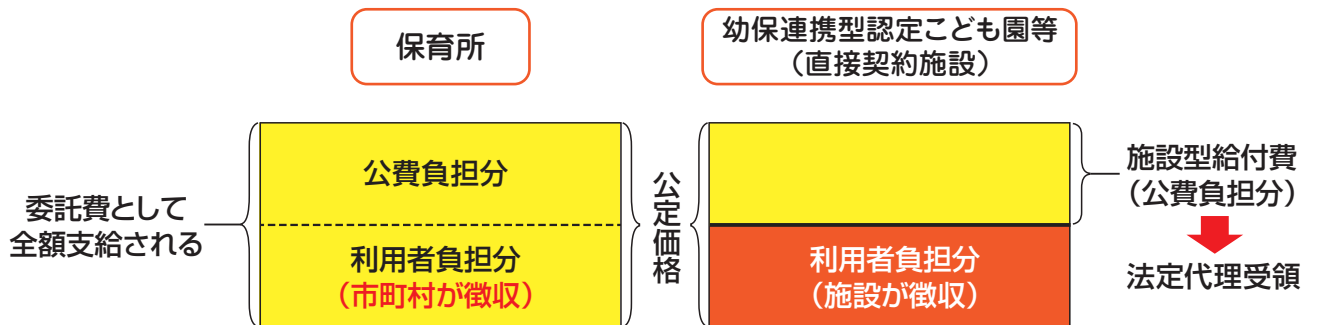
どの施設・事業であっても乳幼児が生活・発達する大事な場所です。子どもの最善の利益こそが最も優先されなければなりません。幼保連携型認定こども園では質の高い教育を行うとされていますが、財政的な裏付けや職員体制の特別な強化もなく、幼稚園・保育所とかわるものではありません。幼稚園でも保育所でも、保育は養護と教育である、と位置付けられています。

また、幼保連携型認定こども園は幼稚園をベースにした制度で、3歳以上の子どもに1日4時間程度の教育時間を定めています。この教育とは区別して、3歳未満の子どもや、教育時間以外の保育の時間に教育はないかのように扱うことには問題があります。これまで保育所では、乳幼児期を通じて養護と教育を一体的にすすめる実践をつみかさねてきました。今後も、乳幼児の発達保障をめざし、保育（養護と教育）を行っていきましょう。

Q 収入のしくみはどう違うのですか？

A 保育所には公定価格全額が支払われますが、他の施設は公費負担分のみです。

下図のように、収入のしくみはまったく異なります。保育所には現行のしくみが引き継がれ、「公費負担分」と「利用者負担分」の全額が委託費として支払われます。幼保連携型認定こども園は、施設型給付費（公費負担分）を保護者に代わり施設が代理受領しますが、約5割を占める利用者負担分は施設が直接徴収しなければなりません。



Q 幼保連携型認定こども園の方が経営的に有利なのですか？

A いいえ、有利とはいえません。むしろ、保育所の方が安定しています。

上図のように、保育所には運営に必要な費用が全額、委託費として支払われます。入金タイミングも現行と変わりません。利用者負担分の滞納があっても、市町村が対応するため保育所収入に影響はありません。これは、児童福祉法24条1項に市町村の保育実施義務が位置付いているからです。

幼保連携型認定こども園は、運営に必要な費用の全額を保護者から徴収（公費負担分を給付として代理受領）するため、財政の不安定化が避けられません。約5割を占める利用者負担分に滞納が発生すれば、財政は深刻な影響を受け、徴収業務と滞納の回収業務の付加で人件費や事務費も押し上げられます。

なお、公定価格の仮単価が示されましたが、今の段階では、保育所と比べ幼保連携型認定こども園が経営的に有利であるという事実は認められません。

Q 施設型給付費の入金のタイミングはどうなるのでしょうか？

A 翌々月以降の精算払いになる可能性もあり、収入は不安定といえます。

幼保連携型認定こども園等が代理受領する施設型給付費は、利用者負担分の決定（6月以降）を待たなければ額が決まらないため、翌々月以降の精算払いとなる可能性があります。施設型給付費が4月から支払われなければ、2～3カ月分程度の運営資金の確保が必要となります。金額が確定しない段階で利用者負担分が徴収できないことは、いうまでもありません。

保育新制度は介護保険をモデルにしており、直接契約施設への給付が今後、出来高払いに切り替わる可能性も否定できません。そうなれば収入の大幅減は避けられません。

このように、幼保連携型認定こども園は、安定した収入がしくみとして担保されない可能性があります。

Q 移行してから、再度保育所にもどることはできますか？

A 幼保連携型認定こども園への移行後は、保育所にもどることは難しくなります。

幼保連携型認定こども園への移行には、保育所の廃止手続きを行った上で、新たに幼保連携型認定こども園として認可をとることが必要です。したがって、保育所にもどろうとすれば、あらためて認可申請を行うことになります。事業計画を通じ、幼保連携型認定こども園の促進を図ることを求められている都道府県の立場からすれば、保育所として再認可する可能性は極めて低いと言わざるを得ません。

また、移行によって保護者の保育を受ける権利が左右されることも考えれば、保護者の同意のない拙速な判断はさげなければなりません。

Q 保育所を継続すれば、新制度施行後も安心でしょうか？

A 市町村の保育実施義務（24条1項）を足がかりに、安心を勝ちとりましょう。

どの施設・事業でも安心とはいえませんが、保育所は、児童福祉法24条1項という裏付けがあるため、市町村に保育実施責任を問うことができます。24条1項を足がかりに、国と自治体に制度の改善を求め続けていくこと・声をあげ続けていくことで、保育所の改善を行い、さらに保育所以外の施設や事業の底上げにもつなげていきましょう。

Q 児童福祉法24条1項は、なぜ、大事なのですか？

A 安定した運営をするための最大の保障が、24条1項だからです。

保育所経営に携わる私たちは、保育事業の健全な発展に責任を負っています。それが「切実な保育要求の実現」、「子どもの発達保障」、そして、「健全な財政の確保」であるとすると、その最大の保障となるのが、市町村に保育実施義務が課せられた児童福祉法 24 条1項です。この条文は、改正児童福祉法でも引き継がれました。

保育所には、経営責任を果たすための必要条件が制度として維持されたのです。

保育所と幼保連携型認定こども園との比較においては、財政面に目が奪われ、“社会福祉としての保育”の視点が軽んじられる傾向があります。“健全な財政”は経営判断の重要な要素の一つですが、それを強調しすぎれば“子どもの保育を受ける権利の保障”という本来の保育事業の目的を見失うことになりかねません。

保育所における保育は、憲法で保障された子どもの権利の発現そのものであり、大多数の国民の要求でもあります。ここに依拠し、保育所経営を貫くことが今、私たちに求められています。



保育所と幼保連携型認定こども園との比較

項目	保育所	幼保連携型認定こども園
財政 《収入の構造》	現行と変わらず、安定的に収入が確保できる <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の保育実施義務にもとづき、委託費として公定価格(公費負担額と利用者負担額)が全額支弁される。 ●入金タイミングも現行と同じであり、収入は安定的である。 	財政の不安定化が避けられない <ul style="list-style-type: none"> ●施設型給付費は保育料を除く分なので、保育料を徴収しなければ全額にならない。 ●給付費が2～3カ月後の精算払いとなる可能性がある。 ●施設型給付費が4月から確実に支払われる保障はなく、2～3カ月分程度の運営資金の確保が必要となる可能性がある。
《保育料の徴収》	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料は市町村が徴収する。 ●保育料の滞納による保育所財政への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が徴収する。 ●公定価格の5割程度を占める保育料の滞納は、財政に直接的な影響を及ぼす。滞納の回収が事務業務の主要な一つとなる。
経営の見通し	見通しをもった経営が可能である <ul style="list-style-type: none"> ●保育事業の健全な発展の必要条件が制度として確保される。 ●認可保育所における保育は憲法で保障された子どもの権利の発現そのものであり、大多数の国民の要求である。ここに依拠し、市町村の委託を受けて保育事業を行うことで、経営責任が果たせる。 	見通しをもった経営が難しい <ul style="list-style-type: none"> ●「保育をうける権利」、「子どもの発達保障」、「健全な財政」の確保が危い幼保連携型認定こども園の選択は、保育事業の健全な発展に責任を負う保育所経営者の立場と相容れず、かえって経営不安を招く。 ●幼保連携型認定こども園への移行後は保育所にもどることが難しく、慎重な判断が求められる。
保育のあり方	養護と教育を一体的にすすめる <ul style="list-style-type: none"> ●保育所保育指針は保育所の教育機能を明確に位置づけている。 ●養護と教育を一体的にすすめることにより、子どもの発達保障をめざす。 	保育から教育が分離される <ul style="list-style-type: none"> ●「学校の教育」の強調により3歳を区切りに保育から教育が分離される。3歳未満児に教育はない、とされている。 ●教育時間の設定で保育が細切れとなり、子どもの発達を見通した保育が難しくなる。
保育を受ける権利 《市町村責任》	子どもの保育を受ける権利が、市町村によって保障される <ul style="list-style-type: none"> ●市町村が保育実施責任を負い、子どもの保育を受ける権利を保障する。 	権利の保障が、施設と保護者に任せられるため、経営上の理由から保障できない場合もでてくる <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の保育実施責任がなくなり、保護者への給付に変わる。子どもの保育を受ける権利の保障は、保護者の自己責任と施設・事業者任せられる。
《入所》	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の申し込みにより市町村が入所を決定する。 ●施設は入所決定に介入しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設と保護者との契約成立により入所が確定する。 ●施設は、正当な理由を示せば、契約締結を拒否することができる。

安定した経営で、子ども・保護者・職員を守っていくために、一緒に学び、考えあっていきましょう。

全国民間保育園経営研究懇話会（略称：全国保育経営懇）

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ内

電話：03-6265-3174 FAX：03-6265-3184

メール：gsp10404@nifty.com

ホームページ <http://www.hoiku-keieikon.jp/>

全国民間保育園経営研究懇話会では、会員園を募集しています。上記まで、お問い合わせください